

幕別町図書館協議会次第
委嘱状交付式・令和4年度第3回会議

日 時 令和5年2月15日(水) 午後4時
場 所 幕別町図書館 研修室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付式
- 3 教育長挨拶
- 4 委員紹介
- 5 事務局紹介
- 6 会長・副会長選出
- 7 会長挨拶
- 8 議事
 - (1) 「第4期幕別町子どもの読書活動推進計画」の成案について 【資料1】

 - (2) 「図書館基本方針」の成案について 【資料2】
- 9 その他
- 10 閉会

○図書館協議会委員名簿（順不同・敬称略）

番号	氏名	所属・役職等
1	ますだ なつえ 増田 夏江	読み聞かせの会ババール（読み聞かせボランティア団体）
2	やました あゆみ 山下 あゆみ	あっちこっち紙芝居（読み聞かせボランティア団体）
3	たけだ えつこ 竹田 悦子	おはなしのたね（読み聞かせボランティア団体）
4	ささき たかこ 佐々木 貴子	まくべつBOOKサポーター（図書館ボランティア）
5	ふじかわ あつし 藤川 淳	幕別小学校教頭
6	ほんま ゆきのぶ 本間 幸信	幕別中学校教頭
7	えなみ たくま 江波 拓磨	幕別care倶楽部代表
8	やまね みつえ 山根 光恵	カフェ「ノンノ」（札内コミプラ）勤務 公募
9	おがさわら みなこ 小笠原 美奈子	農業 やさい屋カフェ菜びより代表 公募
10	せとう のりこ 瀬藤 範子	十勝毎日新聞社通信員 公募

○事務局

	氏名	所属・役職等
1	あまは とおる 天羽 徹	幕別町教育委員会教育部図書館 図書館長
2	たみやす そのみ 民安 園美	幕別町教育委員会教育部図書館 図書係長（司書）
3	しみず あずさ 清水 あずさ	幕別町教育委員会教育部図書館 図書係
4	にしかわ みう 西川 美羽	幕別町教育委員会教育部図書館 図書係（司書）
5	なかやま もとぎ 中山 元気	幕別町教育委員会教育部図書館 札内分館図書係長
6	はやし こうた 林 洸太	幕別町教育委員会教育部図書館 札内分館図書係
7	さとう りか 佐藤 里香	幕別町教育委員会教育部図書館 札内分館図書係（司書）
8	ふくだ まき 福田 真希	幕別町教育委員会教育部図書館 忠類分館図書係（司書）

幕別町図書館協議会について

1 幕別町図書館協議会の役割

幕別町図書館協議会は、図書館法第14条及び幕別町附属機関設置条例に基づいて設置され、図書館の利用啓発等に係る調査・研究及び図書館事業の推進に関することを所掌事務とする。

2 根拠法令等

○図書館法（抜粋）

（図書館協議会）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

○幕別町附属機関設置条例

令和2年3月19日条例第11号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく町の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 町の執行機関は、別表の執行機関の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

（所掌事務）

第3条 附属機関の所掌事務は、それぞれ別表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第4条 附属機関は、それぞれ別表の定数の欄に掲げる定数の委員をもって構成し、附属機関の組織は、それぞれ別表の組織の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表の委員の構成欄に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、それぞれ別表の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長等）

第5条 会長、委員長又はこれに相当する職（以下「会長等」という。）及び副会長、副委員長又はこれに相当する職（以下「副会長等」という。）は、特別の定めがある場合を除き、委員の互選によるものとする。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故あるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。ただし、副会長等を置かない場合において、会長等に事故あるとき又は会長等が欠けたときは、あらかじめ会長等が指名する委員がその職務を代理するものとする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、町の附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

別表（第2条関係・抜粋）

執行機関	附属機関	所掌事務	組織	委員の構成	定数	任期
教育委員会	幕別町図書館協議会	図書館の利用啓発等に係る調査・研究及び図書館事業の推進に関すること。	会長 副会長 委員	識見を有する者 公募による者 教育長が必要と認める者	10人以内	2年